

千葉県マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県マンション居住環境再生支援事業実施要綱（以下「事業要綱」という。）第9条の規定に基づき、居住環境再生事業に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）、事業要綱及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業者

事業要綱第2条（3）に規定する管理組合又は同条（11）に規定する施行者をいう。

(2) 従前戸数

居住環境再生事業が行われるマンションの管理組合の集会において、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号。以下「区分所有法」という。）第62条第1項の規定による建替え決議若しくは区分所有者全員の総意による建替え決議又は区分所有法第70条第1項の規定による一括建替え決議を行った時点における区分所有法第2条第3項の専有部分（建物の附属物及び附属の建物を除く。）の数の合計をいう。

ただし、従前、社宅等として使用していたため、専有部分の数と区分所有法第2条第2項の規定による区分所有者の数が著しく異なる場合は、当該専有部分の数を除く。

(3) 市内業者

千葉市内に本店又は本社等（ただし、建設工事にあつては、建設業法の規定により許可を受けた「主たる営業所」をいう。）を有し、千葉県税（延滞金を含む。）を完納している業者をいう。

第2章 居住環境再生計画の策定費用に係る補助金

(補助事業)

第3条 居住環境再生計画の策定に係る補助金の交付の対象となる事業は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号。以下「社資交要綱」という。）附属第Ⅲ編表イ16－（2）－1に区分する調査設計計画のうち基本構想作成および事業計画作成に限る。

(経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助の額（以下「補助額」という。）は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 補助対象経費 前条に規定する居住環境再生計画の策定費用
- (2) 補助額 補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、50万円を限度とする。

なお、千円未満の端数は切り捨てる。

（交付の申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、計画の策定の着手までに、居住環境再生計画の策定に係る補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地及び建物の登記事項証明書(代表者のもの)
- (2) マンション管理規約
- (3) 建替え推進決議の記録書
- (4) 対象者(区分所有者)一覧
- (5) 居住環境再生計画策定に係る見積書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申請者数が受付期間に募集件数を超えたときは、申請者を公開抽選により決定するものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、居住環境再生計画の策定に係る補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。また、適当と認められないときは、居住環境再生計画の策定に係る補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、規則第5条の規定により条件を附するものとする。

（補助金の経理）

第7条 補助事業者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿等を作成し、補助事業の完了後10年間保管しなければならない。

（補助事業内容の変更）

第8条 補助事業者は、補助金の額に変更を生じない範囲で、次の各号に掲げる補助事業内容の変更をしようとするときは、あらかじめ市長と協議し、居住環境再生計画の策定に係る変更（中止）届出書（様式第4号）により、届け出なければならない。

- (1) 補助の対象となる計画の変更
- (2) 計画期間の変更
- (3) その他申請内容の変更

2 補助事業者は、補助金の額に変更が生じる、補助事業内容の変更をしようとするとき

は、居住環境再生計画の策定に係る補助金変更交付申請書（様式第5号）により、市長に変更交付申請しなければならない。

3 市長は、補助金変更交付申請を受けた場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付の変更を決定し、居住環境再生計画の策定に係る補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに居住環境再生計画の策定に係る変更（中止）届出書（様式第4号）を提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

第10条 補助事業者は、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件、その他法令に基づき市長の処分に従って補助事業を行わなければならない。

（完了実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは（中止の届出をしたときを含む）、速やかにかつ当該年度の3月15日までに、次の各号に掲げる書類を添付して、居住環境再生計画の策定に係る完了実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- （1）全体事業計画表
- （2）計画図面一式（配置図、平面図、立面図等計画の内容がわかる図面）
- （3）認定要件等適合チェックリスト及びそれを証する書類
- （4）関係機関との協議事項を記した書類
- （5）資金計画書
- （6）費用便益分析書
- （7）計画の策定に係る費用を支払ったことを証する書類の写し
- （8）その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合において、当該報告内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、居住環境再生計画の策定に係る補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、居住環境再生計画の策定に係る補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第14条 市長は、第11条の規定による完了実績報告を受けた場合において、当該事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置を講じるよう補助事業者に命じることができる。

2 市長は、補助金の交付決定の内容や、補助金交付の際の条件に関して、必要があれば適宜調査し、補助事業者に報告を求めることができる。この場合において、これらに反すると認めるときは、是正のための措置を講じるよう補助事業者に命じることができる。
(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に流用するなど、補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に対して重大な違反をし、かつ、是正のための命令に応じないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、居住環境再生計画の策定に係る補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。
(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、居住環境再生計画の策定に係る補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めてその返還を命じるものとする。

第3章 居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金 (補助の対象)

第17条 居住環境再生計画に定めるマンションの設計に係る補助金の交付対象となる事業は、社資交要綱附属第Ⅲ編表イ16-(2)-1に区分する調査設計計画のうち建築設計に限る。
(経費及び補助額)

第18条 補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 補助対象経費 第17条に規定する居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用
- (2) 補助額 補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、第32条で規定する補助額と合算して従前戸数1戸当たり80万円を限度とする。建替え後の戸数が従前戸数を下回る場合は、建替え後の戸数で算定する。なお、千円未満の端数は切り捨てる。

(交付の申請)

第19条 申請者は、居住環境再生計画に定めるマンションの設計に係る補助金交付申請書(様式第12号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 居住環境再生計画認定書
- (2) 土地および建物の登記事項証明書
- (3) マンション管理規約
- (4) 建替え決議の記録書
- (5) 対象者(区分所有者)一覧
- (6) 居住環境再生計画に定めるマンションの設計費見積書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第20条 市長は前条の申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、居住環境再生計画に定めるマンションの設計に係る補助金交付決定通知書(様式第13号)により、申請者に通知するものとする。また、適当と認められないときは、居住環境再生計画に定めるマンションの設計に係る補助金不交付決定通知書(様式第14号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、規則第5条の規定により条件を附するものとする。

(補助金の経理)

第21条 補助事業者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿等を作成し、補助事業の完了後10年間保管しなければならない。

(補助事業内容の変更)

第22条 補助事業者は、補助金の額に変更を生じない範囲で、次の各号に掲げる補助事業内容の変更をしようとするときは、あらかじめ市長と協議し、居住環境再生計画に定めるマンションの設計に係る変更(中止)届出書(様式第15号)により、届け出なければならない。

(1) 補助の対象となる設計の変更

(2) 設計期間の変更

(3) その他申請内容の変更

2 補助事業者は、補助金の額に変更が生じる、補助事業内容の変更をしようとするときは、居住環境再生計画に定めるマンションの設計に係る補助金変更交付申請書(様式第16号)により、市長に変更交付申請しなければならない。市長は補助金変更交付申請を受けた場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付の変更を決定し、居住環境再生計画に定めるマンションの設計に係る補助金変更交付決定通知書(様式第17号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第23条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに居住環境再生計画に定めるマンションの設計に係る変更(中止)届出書(様式第15号)を提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第24条 補助事業者は、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件、その他法令に基づく市長の処分に従って補助事業を行わなければならない。

(完了実績報告)

第25条 補助事業者は、補助事業が完了したときは(中止の届出をしたときを含む)、速やかにかつ当該年度の3月15日までに、次の各号に掲げる書類を添付して、居住環境再生計画に定めるマンションの設計に係る完了実績報告書(様式第18号)を市長に提出

しなければならない。

- (1) 実施設計図書
- (2) 全体事業計画表
- (3) 認定要件等適合チェックリスト及びそれを証する書類
- (4) 関係機関との協議事項を記した書類
- (5) 資金計画書
- (6) 費用便益分析書
- (7) 実施設計に係る費用を支払ったことを証する書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類
(額の確定)

第 26 条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合において、当該報告内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い適当と認めるときは補助金の額を確定し、居住環境再生計画に定めるマンションの設計に係る補助金額確定通知書（様式第 19 号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 27 条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、居住環境再生計画に定めるマンションの設計に係る補助金請求書（様式第 20 号）を市長へ提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 28 条 市長は、第 25 条の規定による完了実績報告を受けた場合において、当該事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置を講じるよう補助事業者へ命じることができる。

2 市長は、補助金の交付決定の内容及び補助金交付の際の条件に関して、必要があれば適宜調査し、補助事業者へ報告を求めることができる。この場合において、これらに反すると認めるときは、是正のための措置を講じるよう補助事業者へ命じることができる。

(交付決定の取消し)

第 29 条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ流用するなど、補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に対して重大な違反をし、かつ、是正のための命令に応じないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、居住環境再生計画に定めるマンションの設計に係る交付決定取消通知書（様式第 21 号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 30 条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、居住環境再生計画に定めるマンションの設計に係る補助金返還命令書（様式第 22 号）により期限を定めてその返還を命じるものとする。

第4章 居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金

(補助の対象)

第31条 居住環境再生計画に定めるマンションの工事に係る補助金の交付の対象となる事業は、社資交要綱附属第Ⅲ編表イ16-(2)-1に区分する土地整備および共同施設整備に係る事業とする。

(経費及び補助額)

第32条 補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 補助対象経費 第31条に規定する居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用
- (2) 補助額 補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、第18条で規定する補助額と合算して従前戸数1戸当たり80万円を限度とし、下表左欄に掲げる要件に該当する場合は、同表右欄に掲げる額を加算できるものとする。建替え後の戸数が従前戸数を下回るときは、建替え後の戸数で算定する。なお、千円未満の端数は切り捨てる。

要件	加算額(万円)
千葉県マンション居住環境再生支援事業実施要領11に掲げる戸建て住宅街区整備区域を設定した場合	20
工事受注額の3割以上の割合で市内業者を活用した場合	10

(交付の申請)

第33条 申請者は、居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金交付申請書(様式第23号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 居住環境再生計画認定書
- (2) 事業の実施計画書
- (3) 年度別事業計画内訳書
- (4) 交付申請額の算出方法及び経費の配分書
- (5) 交付申請額の算出方法の明細書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第34条 市長は前条の申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、居住環境再生計画に定めるマンションの工事に係る補助金交付決定通知書(様式第24号)により申請者に通知するものとする。また、適当と認められないときは、居住環境再生計画に定めるマンションの工事に係る補助金不交付決定通知書(様式第25号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、規則第5

条の規定により条件を附するものとする。

(補助金の経理)

第35条 補助事業者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿等を作成し、補助事業の完了後10年間保管しなければならない。

(補助事業内容の変更)

第36条 補助事業者は、補助金の額に変更を生じない範囲で、次の各号に掲げる補助事業内容の変更をしようとするときは、あらかじめ市長と協議し、居住環境再生計画に定めるマンションの工事に係る変更(中止)届出書(様式第26号)により、届け出なければならない。

- (1) 補助の対象となる工事の変更
- (2) 工事期間の変更
- (3) その他申請内容の変更

2 補助事業者は、補助金の額に変更が生じる、補助事業内容の変更をしようとするときは、居住環境再生計画に定めるマンションの工事に係る補助金変更交付申請書(様式第27号)により、市長に変更交付申請しなければならない。市長は補助金変更交付申請を受けた場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付の変更を決定し、居住環境再生計画に定めるマンションの工事に係る補助金変更交付決定通知書(様式第28号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第37条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに居住環境再生計画に定めるマンションの工事に係る変更(中止)届出書(様式第26号)を提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第38条 補助事業者は、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件、その他法令に基づく市長の処分に従って補助事業を行わなければならない。

(完了実績報告)

第39条 補助事業者は、補助事業が完了したときは(中止の届出をしたときを含む)、速やかにかつ当該年度の3月15日までに、居住環境再生計画に定めるマンションの工事に係る完了実績報告書(様式第29号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果に関する調書
- (2) 補助金精算に関する調書
- (3) 補助金受入れに関する調書
- (4) 事業実施状況書
- (5) 事業完了写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業が翌年度にわたるときは、当該補助金交付の決定に係る会計年度の3月15日までに居住環境再生計画に定めるマンションの工事に係る年度終了実績報告書（様式第30号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業遂行実績に関する調書
- (2) 補助金受入れに関する調書
- (3) 事業遂行工程表
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業者に、第1項及び第2項に規定する報告書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（額の確定）

第40条 市長は、前条の規定による完了実績報告及び年度終了実績報告を受けた場合において、当該報告内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い適当と認めるときは補助金の額を確定し、居住環境再生計画に定めるマンションの工事に係る補助金額確定通知書（様式第31号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第41条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに居住環境再生計画に定めるマンションの工事に係る補助金請求書（様式第32号）により補助金の交付を市長に請求するものとする。

（是正のための措置）

第42条 市長は、第39条の規定による完了実績報告及び年度終了実績報告を受けた場合において、当該事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置を講じるよう補助事業者に命じることができる。

2 市長は、補助金の交付決定の内容及、補助金交付の際の条件に関して、必要があると認めるときは、適宜調査し、補助事業者に報告を求めることができる。この場合において、これらに反すると認めるときは、是正のための措置を講じるよう補助事業者に命じることができる。

（交付決定の取消し）

第43条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ流用するなど、補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に対して重大な違反をし、かつ、是正のための命令に応じないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、居住環境再生計画に定めるマンションの工事に係る交付決定取消通知書（様式第33号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第44条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関して、既に補助金が交付されているときは、居住環境再生計画に定めるマンションの工事

に係る補助金返還命令書（様式第 34 号）により期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第 45 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別 記

書類様式

居住環境再生計画の策定に係る補助金交付申請書（様式第 1 号）

居住環境再生計画の策定に係る補助金交付決定通知書（様式第 2 号）

居住環境再生計画の策定に係る補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）

居住環境再生計画の策定に係る変更（中止）届出書（様式第 4 号）

居住環境再生計画の策定に係る補助金変更交付申請書（様式第 5 号）

居住環境再生計画の策定に係る補助金変更交付決定通知書（様式第 6 号）

居住環境再生計画の策定完了実績報告書（様式第 7 号）

居住環境再生計画の策定に係る補助金額確定通知書（様式第 8 号）

居住環境再生計画の策定に係る補助金請求書（様式第 9 号）

居住環境再生計画の策定に係る補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）

居住環境再生計画の策定に係る補助金返還命令書（様式第 11 号）

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金交付申請書（様式第 12 号）

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金交付決定通知書（様式第13号）

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金不交付決定通知書（様式第14号）

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る変更（中止）届出書（様式第15号）

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金変更交付申請書（様式第16号）

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金変更交付決定通知書（様式第17号）

居住環境再生計画に定めるマンションの設計完了実績報告書（様式第18号）

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金額確定通知書（様式第19号）

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金請求書（様式第20号）

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用定に係る補助金交付決定取消通知書（様式第21号）

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金返還命令書（様式第22号）

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金交付申請書（様式第23号）

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金交付決定通知書（様式第24号）

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金不交付決定通知書（様式第25号）

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る変更（中止）届出書（様式第26号）

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金変更交付申請書（様式第27号）

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金変更交付決定通知書（様式第28号）

居住環境再生計画に定めるマンションの工事完了実績報告書（様式第29号）

居住環境再生計画に定めるマンションの工事年度終了実績報告書（様式第30号）

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金額確定通知書（様式第31号）

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金請求書（様式第32号）

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金交付決定取消通知書

(様式第33号)

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金返還命令書 (様式第 34号)

居住環境再生計画の策定に係る補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住所 千葉市 区
管理組合
代表者氏名
(署名または記名・押印可)
連絡先
電話番号 — —
電子メールアドレス @

計画の策定に係る補助金の交付を受けたいので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 計画策定の目的及び内容
- 4 計画策定の完了予定期日
年 月 日
- 5 交付申請額
円

6 交付申請額の算出基礎

(1)対象経費の額 (A)	円
(2)補助基本額 (B = A × 1/2)	円
(3)補助限度額 (C = 50万円)	500,000円
(4)交付申請額 (D = B 又は C のいずれか少ない額)	円

※千円未満の端数は切り捨て。

【添付書類】

- (1) 土地及び建物の登記事項証明書(代表者のもの)
- (2) マンション管理規約
- (3) 建替え推進決議の記録書
- (4) 対象者(区分所有者)一覧
- (5) 居住環境再生計画策定にかかる見積書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(管理組合)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画の策定に係る補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった計画の策定に係る補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 マンションの名称

2 マンションの所在地

3 計画策定の目的及び内容

4 計画策定の完了予定期日
年 月 日

5 補助金の交付決定額

円

6 交付の条件

- (1) 計画策定の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長へ申し出ること。
- (2) 計画策定が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 計画策定終了後速やかに、居住環境再生計画の策定完了実績報告書（様式第7号）に係書類を添えて、市長に報告すること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市居住環境再生支援事業実施要綱を遵守すること。

※ この交付申請については、ホームページ等で公表しますのでご了解ください。

※ 補助金は、完了実績報告に基づいて補助金の額を確定した後、申請者からの請求により交付します。

(管理組合)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画の策定に係る補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった計画の策定に係る補助金について、次のとおり交付しないことを決定したので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 理由

2 マンションの名称

3 マンションの所在地

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

居住環境再生計画の策定に係る変更（中止）届出書

（あて先）千葉市長

申請者 住所 千葉市 区
管理組合
代表者氏名
（署名または記名・押印可）
連絡先
電話番号 — —
電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった計画内容を
下記事由により変更（中止）したいので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付
要綱第8条の規定により届出します。

記

- 1 変更（中止）の理由
- 2 変更（中止）になった計画内容
- 3 計画策定の完了予定期日
年 月 日

【添付書類】

- （1）変更計画書
- （2）その他市長が必要と認める書類

居住環境再生計画の策定に係る補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住所 千葉市 区
管理組合
代表者氏名
(署名または記名・押印可)
連絡先
電話番号 — —
電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった計画内容を
下記事由により変更したいので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第
8条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止)の理由

2 変更になった活動内容

3 計画策定の完了予定期日
年 月 日

4 変更交付申請額

円

5 交付申請額の算出基礎

(1)対象経費の額 (A)	円
(2)補助基本額 (B = A × 1/2)	円
(3)補助限度額 (C = 50万円)	500,000円
(4)交付申請額 (D = B 又は C のいずれか少ない額)	円

※千円未満の端数は切り捨て。

【添付書類】

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(管理組合)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画の策定に係る補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった計画の策定に係る補助金変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 居住環境再生活動の目的及び内容
- 4 補助金の交付決定額

円

5 交付の条件

- (1) 計画策定の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長へ申し出ること。
- (2) 計画策定が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 計画策定終了後速やかに、居住環境再生計画の策定完了実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、市長に報告すること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市マンション居住環境再生支援事業実施要綱を遵守すること。

※ 補助金は、完了実績報告に基づいて補助金の額を確定した後、申請者からの請求により交付します。

居住環境再生計画の策定完了実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住所 千葉市 区

管理組合

代表者氏名

(署名または記名・押印可)

連絡先

電話番号 — —

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた計画の策定について、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

1 マンションの名称

2 マンションの所在地

3 補助金の交付決定額及び精算額

補助金の交付決定額 円

補助金の精算額 円

4 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

5 補助事業の成果

【添付書類】

居住環境再生計画書

- ・全体事業計画表
- ・計画図面一式（配置図、平面、立面図等計画の内容がわかる図面）
- ・認定要件等適合チェックリスト及びそれを証する書類
- ・関係機関との協議事項を記した書類
- ・資金計画書
- ・費用便益分析書

計画の策定に係る費用を支払ったことを証する書類の写し

その他市長が必要と認める書類

(管理組合)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画の策定に係る補助金額確定通知書

年 月 日付け計画の策定完了実績報告書及び提出された書類を審査した結果、計画の策定に要した費用に対する補助金の額を次のとおり確定したので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



金	百万	十万	万	千	百	十	円
					0	0	0

(請求先)
千葉市長

請 求 者 住 所 千葉市 区

管理組合

代表者氏名

(署名または記名・押印可)

連絡先

電話番号 — —

電子メールアドレス @

居住環境再生計画の策定に係る補助金請求書

補助金額の確定通知を受けた計画の策定に係る補助金を次のとおり請求します。

管理組合	名称 (マンション名)									
	所在地	千葉市 区								
補助金額の確定通知番号		年		月		日		第 号		
計画の策定に係る補助金請求額				百			千		円	
振込先金融機関		金融機関名	銀行 支店							
		口座番号	普通 ・ 当座							
口座名義人	フリガナ									

【添付書類】

計画の策定に係る補助金額確定通知書の写し

(管理組合)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画の策定に係る補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した計画の策定に係る補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条及び千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



- 1 取消の理由
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 居住環境再生計画策定の目的及び内容
- 5 補助金の交付決定額

円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(管理組合)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画の策定に係る補助金返還命令書

年 月 日付けで計画の策定に係る補助金として交付した金額について千葉市補助金等交付規則第 18 条及び千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長



記

返還金額	円
返還期限	
返還理由	
返還方法	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金交付 申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住所 千葉市 区
建替え事業施行者名
代表者氏名
(署名または記名・押印可)
連絡先
電話番号 — —
電子メールアドレス @

計画の策定に係る補助金の交付を受けたいので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 19 条の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 実施設計の目的及び内容
- 4 実施設計の完了予定期日
年 月 日
- 5 交付申請額
円

6 交付申請額の算出基礎

(1)対象経費の額 (A)	円
(2)補助基本額 (B = A × 1/2)	円
(3)補助限度額 (C = C1 × 戸数) C1 : 基本額 (80 万円)	円
(4)交付申請額 (D = B 又は C のいずれか少ない額)	円

※千円未満の端数は切り捨て。

※戸数は従前戸数とする。ただし、建替え後の戸数が従前戸数を下回るときは、建替え後の戸数とする。

【添付書類】

- (1) 居住環境再生計画認定書
- (2) 土地および建物の登記事項証明書
- (3) マンション管理規約
- (4) 建替え推進決議の記録書
- (5) 対象者一覧
- (6) 居住環境再生計画に定めるマンションの設計見積書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(建替え事業施行者名)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金交付 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった実施設計に係る補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 20 条第 1 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 実施設計の目的及び内容

- 4 補助金の交付決定額

円

- 5 交付の条件

- (1) 実施設計の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長へ申し出ること。
- (2) 実施設計が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 実施設計終了後速やかに、居住環境再生計画に定めるマンションの設計完了実績報告書(様式第 18 号)に関係書類を添えて、市長に報告すること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市マンション居住環境再生支援事業実施要綱を遵守すること。

※ この交付申請についてはホームページ等で公表しますのでご了解ください。

※ 補助金は、完了実績報告に基づいて補助金の額を確定した後、申請者からの請求により交付します。

(建替え事業施行者名)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった実施設計に係る補助金について、次のとおり交付しないことを決定したので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 20 条第 1 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 理由

2 マンションの名称

3 マンションの所在地

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る変更（中止）
届出書

（あて先）千葉市長

申請者 住 所 千葉市 区

建替え事業施行者名

代表者氏名

（署名または記名・押印可）

連絡先

電話番号 — —

電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった実施設計内容を下記事由により変更（中止）したいので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 22 条第 1 項の規定により届出します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更（中止）になった計画内容

3 実施設計の完了予定期日
年 月 日

【添付書類】

- （1）変更設計図書
- （2）その他市長が必要と認める書類

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金変更 交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住所 千葉市 区
建替え事業施行者名
代表者氏名
(署名または記名・押印可)
連絡先
電話番号 — —
電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった実施設計を
下記事由により変更したいので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第
22 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止）の理由

2 変更になった活動内容

3 実施設計の完了予定期日
年 月 日

4 変更交付申請額
円

5 交付申請額の算出基礎

(1)対象経費の額 (A)	円
(2)補助基本額 ($B = A \times 1/2$)	円
(3)補助限度額 ($C = C1 \times \text{戸数}$) C1 : 基本額 (80 万円)	円
(4)交付申請額 ($D = B$ 又は C のいずれか少ない額)	円

※千円未満の端数は切り捨て。

※戸数は従前戸数とする。ただし、建替え後の戸数が従前戸数を下回るときは、建替え後の戸数とする。

【添付書類】

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更設計図書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(建替え事業施行者名)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金変更 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった実施設計に係る補助金変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 22 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 実施設計の目的及び内容

- 4 補助金の交付決定額

円

- 5 交付の条件

- (1) 実施設計の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長へ申し出ること。
- (2) 実施設計が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 実施設計終了後速やかに、居住環境再生計画に定めるマンションの設計完了実績報告書(様式第 18 号)に関係書類を添えて、市長に報告すること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市マンション居住環境再生支援事業実施要綱を遵守すること。

※ 補助金は、完了実績報告に基づいて補助金の額を確定した後、申請者からの請求により交付します。

居住環境再生計画に定めるマンションの設計完了実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住所 千葉市 区

建替え事業施行者名

代表者氏名

(署名または記名・押印可)

連絡先

電話番号 — —

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた計画の策定について、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 25 条の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 補助金の交付決定額及び精算額
補助金の交付決定額 円
補助金の精算額 円
- 4 補助事業の実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 補助事業の成果

【添付書類】

- (1) 実施設計図書
- (2) 全体事業計画表
- (3) 認定要件等適合チェックリスト及びそれを証する書類
- (4) 関係機関との協議事項を記した書類
- (5) 資金計画書
- (6) 費用便益分析書
- (7) 実施設計に係る費用を支払ったことを証する書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(建替え事業施行者名)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金額確定 通知書

年 月 日付け設計完了実績報告書及び提出された書類を審査した結果、居住環境再生計画に定めるマンションの設計に要した費用に対する補助金の額を次のとおり確定したので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 26 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



金	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
						0	0	0

(請求先)
千葉市長

請 求 者 住 所 千葉市 区

建替え事業施行者名

代表者氏名

(署名または記名・押印可)

連絡先

電話番号 — —

電子メールアドレス @

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金請求書

補助金額の確定通知を受けた実施設計に係る補助金を次のとおり請求します。

施行者名 建替え事業	名 称 (マンション名)						
	所在地	千葉市 区					
補助金額の確定通知番号		年 月 日		第 号			
実施設計に係る補助金請求額			百 万		千		円
振込先金融機関		金融機関名	銀行 支店				
		口座番号	普通 ・ 当座				
口座名義人	フリガナ						

【添付書類】 実施設計に係る補助金額確定通知書の写し

(建替え事業施行者名)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金交付 決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した実施設計に係る補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条及び千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 29 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



- 1 取消の理由
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 実施設計の目的及び内容
- 5 補助金の交付決定額

円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(建替え事業施行者名)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画に定めるマンションの設計費用に係る補助金返還 命令書

年 月 日付けで実施設計に係る補助金として交付した金額について千葉市補助金等交付規則第 18 条及び千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 30 条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長



記

返還金額	円
返還期限	
返還理由	
返還方法	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金交付 申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住所 千葉市 区
建替え事業施行者名
代表者氏名
(署名または記名・押印可)
連絡先
電話番号 — —
電子メールアドレス @

工事に係る補助金の交付を受けたいので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 33 条の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 工事の目的及び内容
- 4 工事の完了予定期日
年 月 日
- 5 交付申請額

円

6 交付申請額の算出基礎

(1)対象経費の額 (A)	円
(2)補助基本額 (B = A × 1/2)	円
(3)補助限度額 (C = (C1 + C2 + C3) × 戸数) C1 : 基本額 (80 万円)、C2 : 戸建て住宅街区整備区域の設定 (20 万円)、C3 : 市内業者活用 (10 万円)	円
(4)交付申請額 (D = B 又は C のいずれか少ない額)	円

※千円未満の端数は切り捨て。

※戸数は従前戸数とする。ただし、建替え後の戸数が従前戸数を下回るときは、建替え後の戸数とする。

【添付書類】

- (1) 居住環境再生計画認定書
- (2) 事業の実施計画書
- (3) 年度別事業計画内訳書
- (4) 交付申請額の算出方法及び経費の配分書
- (5) 交付申請額の算出方法の明細書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(建替え事業施行者名)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金交付 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった工事に係る補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 34 条第 1 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 工事の目的及び内容
- 4 補助金の交付決定額

円

5 交付の条件

- (1) 工事の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長へ申し出ること。
- (2) 工事が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 工事終了後速やかに、居住環境再生計画に定めるマンションの工事完了実績報告書（様式第 29 号）に関係書類を添えて、市長に報告すること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市マンション居住環境再生支援事業実施要綱を遵守すること。

- ※ この交付決定通知書については、ホームページ等で公表しますのでご了解ください。
- ※ 補助金は、完了実績報告に基づいて補助金の額を確定した後、申請者からの請求により交付します。

(建替え事業施行者名)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった工事に係る補助金について、次のとおり交付しないことを決定したので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 34 条第 1 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 理由

2 マンションの名称

3 マンションの所在地

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る変更（中止）
届出書

（あて先）千葉市長

申請者 住 所 千葉市 区

建替え事業施行者名

代表者氏名

（署名または記名・押印可）

連絡先

電話番号 ー ー

電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった工事内容を
下記事由により変更（中止）したいので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付
要綱第 36 条第 1 項の規定により届出します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更（中止）になった工事内容

3 工事の完了予定期日

年 月 日

【添付書類】

（1）変更工事計画書

（2）その他市長が必要と認める書類

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金変更 交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住所 千葉市 区
建替え事業施行者名
代表者氏名
(署名または記名・押印可)
連絡先
電話番号 — —
電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった工事内容を
下記事由により変更したいので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第
36 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止）の理由

2 変更になった工事内容

3 工事の完了予定期日

年 月 日

4 変更交付申請額

円

5 交付申請額の算出基礎

(1)対象経費の額 (A)	円
(2)補助基本額 (B = A × 1/2)	円
(3)補助限度額 (C = (C1 + C2 + C3) × 戸数) C1 : 基本額 (80 万円)、C2 : 戸建て住宅街区整備区 域の設定 (20 万円)、C3 : 市内業者活用 (10 万円)	円
(4)交付申請額 (D = B 又は C のいずれか少ない額)	円

※千円未満の端数は切り捨て。

※戸数は従前戸数とする。ただし、建替え後の戸数が従前戸数を下回るときは、建替え後の戸数とする。

【添付書類】

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更工事計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(建替え事業施行者名)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金変更 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった工事に係る補助金変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 36 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 工事の目的及び内容
- 4 補助金の交付決定額

円

5 交付の条件

- (1) 工事の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長へ申し出ること。
 - (2) 工事が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (3) 工事終了後速やかに、居住環境再生計画に定めるマンションの工事完了実績報告書（様式第 29 号）に関係書類を添えて、市長に報告すること。
 - (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市マンション居住環境再生支援事業実施要綱を遵守すること。
- ※ 補助金は、完了実績報告に基づいて補助金の額を確定した後、申請者からの請求により交付します。

居住環境再生計画に定めるマンションの工事完了実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所 千葉市 区

建替え事業施行者名

代表者氏名

(署名または記名・押印可)

連絡先

電話番号 — —

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた工事について、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 39 条第 1 項の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 補助金の交付決定額及び精算額
補助金の交付決定額 円
補助金の精算額 円
- 4 補助事業の実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 補助事業の成果

【添付書類】

- (1) 補助事業の成果に関する調書
- (2) 補助金精算に関する調書
- (3) 補助金受入れに関する調書
- (4) 事業実施状況書
- (5) 事業完了写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

居住環境再生計画に定めるマンションの工事 年度終了実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住所 千葉市 区

建替え事業施行者名

代表者氏名

(署名または記名・押印可)

連絡先

電話番号 ー ー

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた工事について、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 39 条第 2 項の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 補助金の交付決定額及び精算額
補助金の交付決定額 円
補助金の精算額 円
- 4 補助事業の実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 補助事業の成果

【添付書類】

- (1) 事業遂行実績に関する調書
- (2) 補助金受入れに関する調書
- (3) 事業遂行工程表
- (4) その他市長が必要と認める書類

(建替え事業施行者名)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金額確定 通知書

年 月 日付け工事完了実績報告書及び提出された書類を審査した結果、工事費用に対する補助金の額を次のとおり確定したので、千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 40 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金									0	0	0

(請求先)
千葉市長

請 求 者 住 所 千 葉 市 区

建替え事業施行者名

代表者氏名

(署名または記名・押印可)

連絡先

電話番号 — —

電子メールアドレス @

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金 請求書

補助金額の確定通知を受けた工事に係る補助金を次のとおり請求します。

施行者名 建替え事業	名称 (マンション名)													
	所在地	千葉市 区												
補助金額の確定通知番号		年		月		日		第		号				
工事に係る 補助金請求額				十 億			百 万			千				円
振込先金融機関		金融機関名		銀行 支店										
		口座番号		普通 ・ 当座										
口座名義人		フリガナ												

【添付書類】 工事に係る補助金額確定通知書の写し

(建替え事業施行者名)

(代表者氏名) 様

居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金交付 決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した工事に係る補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条及び千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 43 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



- 1 取消の理由
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 工事の目的及び内容
- 5 補助金の交付決定額

円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(建替え事業施行者名)

(代表者氏名) 様

**居住環境再生計画に定めるマンションの工事費用に係る補助金返還
命令書**

年 月 日付で工事に係る補助金として交付した金額について千葉市補助金等交付規則第 18 条及び千葉市マンション居住環境再生支援事業補助金交付要綱第 44 条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

**記**

返還金額		円
返還期限		
返還理由		
返還方法		

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。